

第3回道路の不法占用対策に係る専門部会 議事概要

日時：平成24年6月7日(木) 17:00～19:00

場所：中央合同庁舎第2号館 地下2階 会議室2・3

1. 議事概要

事務局より、資料1、資料2、資料4及び資料5について説明を行い、商店会等からのヒアリングを行った(資料3)。

2. 審議内容

審議における主な意見については以下のとおり。

(1) 商店会等からの主な意見等

① 吉祥寺活性化協議会

- ・ 環境浄化活動として不法占用対策に取り組んでおり、協議会、警察署、市役所が協力して毎月1回見回りを行っている。違法看板等を強制的に撤去するのではなく、口頭による指導を粘り強く実施し、自主的な撤去を促している。
- ・ 商店街と行政が連携した取組みを実施・継続できている理由としては、次のことが考えられる。
 - 街のコンセプトを確立して広く商店街の間で共有し、また、そのコンセプトを活かすために環境浄化活動を実施することについてコンセンサスを取り付けたこと。
 - 道路上に設置された違法看板の撤去だけに特化せず、防犯対策や放置自転車対策など、行政側が抱える問題を広く対象としたことにより、警察署、市役所が協力をしやすい環境を整えたこと。
 - 強制的な指導をするのではなく、地縁的な人間関係による柔らかな規制によって、各店舗の環境への意識を高めていったこと。
- ・ 指導の際に、「何の資格があって指導をしているのか？」と問われることがあるため、国交省の認定資格などの制度があると、指導が実施しやすい。
- ・ 会費のみで運営をしているため、費用面で限界がある。そのため、チラシを印刷するための費用など、金銭面でも応援してもらえる仕組みが欲しい。
- ・ 環境浄化活動による指導では対処できない悪質な商店等に対して、強制的な撤去ができる権限、若しくは罰金を徴収できる権限を警察署や市役所に付与して欲しい。

② 銀座通連合会

- ・ 主な活動は、清掃活動、治安に関すること又は銀座全体が一体となって行う環境安全運動などがある。環境安全運動では、置き看板対策、放置自転車対策、放置自転車対策、観光バス、宣伝車、工事車両の指導等を行っている。
- ・ 不法占用物件は銀座のイメージを損なうという共通の認識の下、昭和60年2月より、地元の警察署、国土交通省、区役所などの協力を得ながら合同パトロールを実施している。
- ・ 平成19年からは、警備会社に委託して、警備員(銀座ガイド)が放置自転車への警告カード取り付け、店の置き看板設置場所の指導等を行っている。このような地道な対応により、看板のダウンサイジングや移設などが実現している。

(2) 各委員からの主な意見（提言の骨子案について）

- 「道路上への看板等の掲載は一切認めないというスタンス」としているが、まちの賑わい創出に資する占有は、柔軟に対応しているところであり、書きぶりを工夫すべき。
- 「道路構造令に規定する有効幅員が確保されていること」としているが、有効幅員だけでなく交通量も勘案する必要があるため、書きぶりを工夫すべき。
- ヒアリングを通じて分かったことは、道路管理者と自治体と警察と商店街がスクラム組んで実施する中で、商店街が自らいろいろなことを考えて、努力もされていること。そういう姿勢は大事にすべき。ローカルルールも、その4者のスクラムの中で成立するのであれば、それは歓迎すべき。ただ、ローカルルールを認める上での最低限の基準については、道路管理者がしっかりと定めるということが明確に伝わるように修文すべき。
- のぼり旗、看板等について、仮に商店街で地域ルールを決めたとしても、全く同じ構造の道路が続いている場合、部分的にルールがないところで、地域ルールがあるところと同じ条件で設置された物件を撤去できるか疑問がある。仮に地域ルールを認めるのであれば、「特別なもの」に限るべきではないか。
- 不法占有の問題は地域の課題の一つとして、地域行政を担っている区市町村の役割が重要である。
- 弾力化する場合、いかに歯どめをかけるかが課題となるため、占有許可基準の弾力化の部分は、極めて慎重に記述する必要がある。
- 不法占有対策として、地域社会との連携の確立と、公権力を行使しやすい制度の構築を進めることを提言としたい。その際、悪意に解釈される余地のないような表現ぶりとすべき。